

リスク管理

金融商品取引法で、経営者は財務報告に係る内部統制が有効に機能しているかを評価し、その結果を公表し、また公表した結果に対して責任を負うことになった。

◇

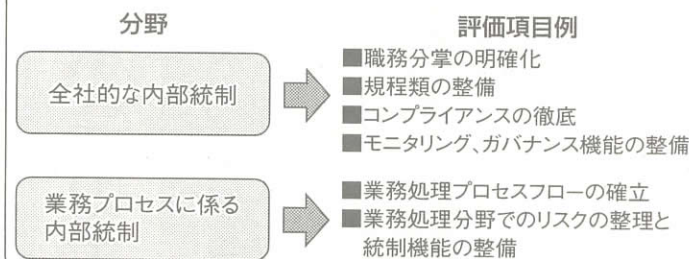
経営者は、この内部統制の有効性の評価にあたって、連結ベースでの全社的な内部統制の評価を行い、その結果を踏まえて、財務報告に係る重大な虚偽の表示につながるリスクに着目して、必要な範囲で業務プロセスに係る内部統制の評価する。これがトップダウン型のリスクアプローチの活用である。したがって、トップダウン型のリスクアプローチを理解するには、全社的な内部統制の評価と業務プロセスに係る内部統制の評価との関係を明確にする必要

リスクマネジメント

ABC

内部統制の有効性評価

全社的な内部統制および業務プロセスに係る内部統制の評価項目例



される、全社標の変化があれば、無理の運営全般に係る仕組みが整備され、運用されているかについて評価する。

業務プロセスに係る内部統制の評価では、購買や販売といった業務処理の手順の中で、不正や誤謬が発生するリスクを牽制する仕組みが整備され、機能しているかを評価する。

がある。

全社的な内部統制の評価では、コンプライアンス、モニタリング、ガバナンス、相互牽制に代表

いるかを評価する。

例えば、経営者は、返

また、職務分掌規程や

権限規程が整備されていない、もしくは徹底され

ているかを、業務プロセスに係る内部統制では特に重点的に評価を行う、

という考え方がトップダウン型のリスクアプロ

なっている、などの指

ない社員が承認行為を行い、あるいは、一部の権限がある社員に決済が集中することになりやすい。総じて、職務権限に

経営者は機能を徹底検証

チなのである。

(日本総合研究所)